

## 議会活性化検討委員会等における議会基本条例についての検討経緯

第1次活性化検討委員会 (H20.6～H22.3 全11回)	
H20.6.18	委員会設置
H22.3.8	最終答申 <b>【議会基本条例:意見一致せず継続し協議を要望】</b> ・議会基本条例制定に向けての検討。調査事項を調査研究し答申することが重要。今後の研究課題として前向きに検討する。 ・一般質問における執行部の反問権の導入の協議
第2次活性化検討委員会 (H27.1～H27.12 全11回)	
H27.1.30	委員会設置
H27.12.22	最終答申 <b>【議会基本条例:意見一致せず継続し協議を要望】</b> ・活性化の方向性が出た後、次の段階として検討すべき。今すぐではないが作る方向で検討をしていく。 ・一般質問における執行部の反問権の導入の協議 (導入は実施するが内容は趣旨確認にとどめる。実施に際してはガイドラインを策定する) 11回検討会開催中8回反問権検討  <b>【議会報告会:意見一致せず継続し協議を要望】</b> 意見交換会の推移を見ながら、シンポジウム、フォーラム、議会報告会等を実施する方向を確認した。
第3次活性化検討委員会 (H29.7～H30.8 全6回)	
H29.7.21	委員会設置
H30.8.20	最終答申 <b>【議会基本条例】</b> ・目的(理念)をまとめ、次期改選後に引き継ぐこととした。  <b>【議会政治倫理条例】</b> ・一部の運用上課題があるため、任期中に改正を行う。
第4次活性化検討委員会 (H31.1～R3.02 全11回)	
H31.1.21	委員会設置
R3.2.18	最終答申 <b>【議会基本条例】</b> ・条文素案の構成、特徴をまとめ、次期議会活性化検討委員会に引き継ぐこととした。 (「所信表明」、「議員間討議」、「反問権」が要検討事項) <b>【議会の活性化】</b> ・意見交換会、議会報告会、傍聴者増加対策、ICT化(タブレット)も調査研究が必要。
第5次活性化検討委員会 (R3.6～R4.1 全5回)	
R3.6.23	委員会設置
R3.6.23～	<b>【議会基本条例】</b> ・4回の検討委員会を経て素案の確定。 ・パブリックコメントを実施し条例案の確定、3月議会へ上程。